

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020 年 12 月 26 日 No.14</p>
--	--------------------	-----------	---

## 申第10号「休養室寝具の取扱いについて」申し入れ

# 休養時間の確保のため 寝具作業は会社が責任 をもって手配すること！

会社は、1月からの休養室寝具の取扱いについて、シーツ、布団カバーを使用者個人が交換し、起床後は布団を整頓、毛布のカバーは廃止し掛け布団の上に毛布を使用すると説明しています。しかし、それだけでなくも限られた休養時間の中、また業務による疲労の上で、本人が寝具にかかわる作業をするのは大変な労苦です。さらに、専門の業者が行っていた作業を本人たちが行うのは、衛生面でも心配があります。地本は以下の通り申し入れを行いました。

### 申第10号の要旨

- 休養室における就寝前の寝具の設置、起床後の片付け、布団の整頓にかかる時間により、休養のための時間が削られてしまい業務に支障をきたす恐れがある。寝具に関わる作業は、会社が手配すること。
- 使用者各自に任せる作業では、シーツやカバーの不使用や不交換による汚損や、カバーを廃止する毛布を介した感染症等の心配がある。専門の業者が取り扱うよう、会社が手配すること。毛布はカバーを廃止しないこと。